

令和7年2月24日

報道機関各位

長岡市危機管理防災本部
危機対策担当課長



長岡市栃尾地域に 災害救助法が適用されました

栃尾地域において、連日の降雪により、住家倒壊のおそれがあり、生命または身体に危害を受けるおそれが生じ、雪害からの救助が必要となっていることから、災害救助法が適用されましたので、お知らせします。

1 適用地域

栃尾地域

2 適用日

令和7年2月24日

3 救助の内容

障害物の除去（市が実施する要援護世帯及び生活保護世帯の屋根の雪下ろしに係る費用を、国と県が2分の1ずつ負担。）

4 その他

本適用に合わせて、栃尾支所長を本部長とした「現地雪害対策本部」を設置しました。

【参考】長岡市内における今冬の大雪による災害救助法の適用状況

- ・令和7年2月7日適用：山古志地域

【問い合わせ先】

○救助法適用に関すること

長岡市雪害対策本部（危機管理防災本部）

担当 入澤 電話 0258-39-2262

○栃尾地域に関すること

栃尾地域現地雪害対策本部（栃尾支所地域振興課）

担当 多田 電話 0258-52-5815